

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月29日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県半田日東町1番の9
 氏 名 大八化学工業株式会社半田工場
 工場長 金原 真司
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0569-22-4611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大八化学工業株式会社 半田工場
事業場の所在地	愛知県半田市日東町1番の9
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16:化学工業
②事業の規模	605,335万円
③従業員数	61人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油→中間処理業者に委託して焼却又はエマルジョン燃料化後、埋立処分又は再利用 引火性廃油(有害)→中間処理業者に委託して再生蒸留後、再利用 腐食性廃酸→中間処理業者に委託して焼却後、埋立処分 廃酸(有害)→中間処理業者に委託して、中和後生物処理、又は燃焼後埋立処分 腐食性アルカリ→中間処理業者に委託して焼却後、埋立処分 廃アルカリ(有害)→中間処理業者に委託して焼却又はエマルジョン燃料化後、埋立処分又は再利用

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p> <p>生産部門</p> <p>┆</p> <p>半田工場 ─── 工場長(総括責任者)</p> <p>┆</p> <p>┆ 品質管理課</p> <p>┆ 工務課</p> <p>┆ 事務課</p> <p>┆ 製造課</p> <p>┆</p> <p>┆ 廃棄物担当者</p> <p>┆ 特別管理産業廃棄物管理責任者</p>		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙の通り	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙の通り	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別可能な混合廃棄物なし	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別可能な混合廃棄物なし	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 再利用率可能な廃棄物なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 再利用率可能な廃棄物なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自社での熱回収はしていない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自社での熱回収はしていない		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用が可能な処理業者および認定熱回収業者に優先的に委託を行っている		

②計画	【目標】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
再生利用が可能な処理業者および認定熱回収業者に優先的に委託を行う			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。)	1194 t	
	(今後実施する予定の取組)		
電子マニフェストは使用している（JWNETに加入済み）			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度(令和3年度)実績】						
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	特定有害廃油	腐食性廃酸	特定有害廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害廃アルカリ
	排出量	90t	151t	2t	115t	410t	426t
	(これまでに実施した取組) ・廃油の多くが廃水処理設備から発生しており、生産量に応じて増減するため抑制は難しい ・廃油(有害)に関しては、原料由来のものであり生産量見合で発生しており難しい。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	特定有害廃油	腐食性廃酸	特定有害廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害廃アルカリ
	排出量	89t	116t	2t	111t	420t	384t
	(今後実施する予定の取組) ・廃油の多くが廃水処理設備から発生しており、生産量に応じて増減するため抑制は難しい ・廃油(有害)に関しては、原料由来のものであり生産量見合で発生しており難しい。						
※事務処理欄							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度(令和3年度)実績】						
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	特定有害廃油	腐食性廃酸	特定有害廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害廃アルカリ
	全処理委託量	90t	151t	2t	115t	410t	426t
	優良認定処理業者への処理委託量	90t	0t	2t	115t	410t	426t
	再生利用業者への処理委託量	2t	151t	0t	0t	0t	31t
	認定熱回収業者への処理委託量	88t	0t	2t	0t	410t	395t
	認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	62t	0t	0t
(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者及び、熱回収業者を優先して対応している。 再生利用可能な処理業者を優先して対応している。							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	特定有害廃油	腐食性廃酸	特定有害廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害廃アルカリ
	全処理委託量	89t	116t	2t	111t	420t	384t
	優良認定処理業者への処理委託量	89t	19t	2t	111t	420t	384t
	再生利用業者への処理委託量	2t	97t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	87t	0t	2t	0t	420t	384t
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	18t	0t	0t	
(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者,熱回収業者へ優先的に処理を委託する。 再生利用可能な処理業者へ優先的に処理を委託する。 再生利用可能な処理業者を開拓する。							
※事務処理欄							